

経 済 産 業 省

20260309電委第1号

令和8年3月10日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

「予備電源制度ガイドライン」（2025年8月6日最終改定）については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

予備電源制度ガイドライン 改定事項

1. 立ち上げプロセスにおいて電源を稼働させるために、事前に修繕・経年改修工事などを実施しておくことが必要不可欠な場合、これらの費用について応札価格に織り込むことが妥当と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費（資本的支出）を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。
2. 発電側課金（kW 課金）は、電源の休止措置及び休止状態の維持を図るという過程で、継続的に発生する費用と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において休止措置期間中に発生する費用を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。

以 上